

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメガチェックの取り組み状況」における記載ページ
第 1 章 株主の権利・平等性の確保			上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境整備を行うべき、特に少数株主や外国人株主にも配慮し、株主の実質的な平等性を確保すべき	●		1ページ
	【原則 1－1．株主の権利の確保】		上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、対応を行うべき	●		1ページ
		【補充原則 1－1 ①】	取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認める場合は、反対の理由や原因の分析を行い、株主との対話等について検討を行うべき	●		1ページ
		【補充原則 1－1 ②】	上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を果たし得るような体制が整っているか考慮すべき	●		2ページ
		【補充原則 1－1 ③】	上場会社は、株主の権利行使を妨げるものがないよう配慮すべき、とりわけ、少数株主にも認められている特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、十分に配慮すべき	●		2ページ
	【原則 1－2．株主総会における権利行使】		上場会社は、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべき	●		2ページ
		【補充原則 1－2 ①】	上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報について、適確に提供すべき	●		3ページ
		【補充原則 1－2 ②】	上場会社は、招集通知の早期発送に努めるべき、また、招集通知発送までにTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべき	●		3ページ
		【補充原則 1－2 ③】	上場会社は、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべき	●		3ページ
		【補充原則 1－2 ④】	上場会社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を進めるべき		●	3ページ
		【補充原則 1－2 ⑤】	信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、自ら議決権行使を行うことを希望する場合に対応するため、上場会社は信託銀行等と協議し検討を行うべき		●	4ページ
	【原則 1－3．資本政策の基本的な方針】		上場会社は、資本政策の基本的な方針について説明を行うべき	●		4ページ
	【原則 1－4．いわゆる政策保有株式】		上場会社は、政策保有株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示し、保有のねらい・合理性について説明を行うべき、また、政策保有株式に係る議決権の行使について、基準を策定・開示すべき	●		4ページ
	【原則 1－5．いわゆる買収防衛策】		取締役会・監査役は、いわゆる買収防衛策の導入・運用については、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべき	●		5ページ
		【補充原則 1－5 ①】	上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方・提案を明確に説明すべき	●		5ページ
	【原則 1－6．株主の利益を害する可能性のある資本政策】		取締役会・監査役は、増資、MBO等の支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策について、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべき	●		6ページ
	【原則 1－7．関連当事者間の取引】		取締役会は、上場会社がその役員や主要株主等との取引を行う場合の適切な手続を定め、その枠組みを開示し、その手続を踏まえた承認・監視を行うべき	●		6ページ
第 2 章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働			上場会社は、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべき、取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべき	●		6ページ
	【原則 2－1．中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】		上場会社は、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべき	●		7ページ
	【原則 2－2．会社の行動準則の策定・実践】		上場会社は、事業活動倫理などについて会社としての価値観を示し、その構成員が従うべき行動準則を定め実践すべき、取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これらが広く浸透し遵守されるようにすべき	●		7ページ
		【補充原則 2－2 ①】	取締役会は、行動準則が広く実践されているかについて、適宜または定期的なレビューを行うべき、その際は実質的な遵守確認を行うべき	●		7ページ
	【原則 2－3．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】		上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切に対応すべき	●		7ページ
		【補充原則 2－3 ①】	取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に適確に対処するとともに、これらに積極的・能動的に取り組むよう検討すべき	●		8ページ
	【原則 2－4．女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】		上場会社は、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべき	●		8ページ
	【原則 2－5．内部通報】		上場会社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく情報や疑念を伝えることができるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべき、取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負い、その運用状況を監督すべき	●		9ページ
		【補充原則 2－5 ①】	上場会社は、内部通報に係る体制整備における経営陣から独立した窓口の設置を行うべき、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべき		●	9ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメ ガチェックの取り組み状況」 における記載ページ
第3章 適切な情報開示と透明性の確保			上場会社は、会社の財務情報や非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の主体的な情報提供、正確で利用者にとって分かりやすく有用性の高い情報提供を行うべき	●		9ページ
	【原則3-1. 情報開示の充実】		上場会社は、以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針	● ●		10ページ 10ページ
			(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続	●		10ページ
			(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続	●		10ページ
			(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明	●		10ページ
		【補充原則3-1①】	取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載による情報開示を行うべき	●		11ページ
		【補充原則3-1②】	上場会社は、株主における海外投資家等の比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供を進めるべき	●		11ページ
	【原則3-2. 外部会計監査人】		外部会計監査人及び上場会社は、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべき	●		11ページ
		【補充原則3-2①】	監査役会は、外部会計監査人候補の適切な選定、外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定、外部会計監査人に求められる独立性と専門性についての確認を行うべき		●	12ページ
		【補充原則3-2②】	取締役会及び監査役会は、監査時間の確保、監査体制の整備、外部会計監査人から対応を求められた場合の会社側の体制を確立すべき	●		12ページ
第4章 取締役会等の責務			取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、その役割・責務を果たすべき（企業戦略等の方向性の提示、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備、独立した立場からの経営陣・取締役に対する実効性の高い監督）	●		13ページ
	【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】		取締役会は、経営理念等を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つとして、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、重要な業務執行の決定を行うべき	●		13ページ
		【補充原則4-1①】	取締役会は、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべき	●		14ページ
		【補充原則4-1②】	取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントとしてその実現に向けて最善の努力を行うべき、目標未達に終わった場合の原因分析を株主へ説明し、次期以降の計画に反映させるべき	●		14ページ
		【補充原則4-1③】	取締役会は、会社の目指すところや経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画について適切に監督を行うべき		●	15ページ
	【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】		取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い迅速・果断な意思決定を支援すべき、上場会社はステークホルダーとの適切な協働、健全な事業活動倫理などについて価値観を示し、行動準則を定め、取締役会は行動準則が広く浸透し遵守されるようにすべき		●	15ページ
		【補充原則4-2①】	経営陣の報酬は、中長期的な業績と運動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべき		●	15ページ
	【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】		取締役会は、会社の業績等の評価の経営陣幹部の人事への適切な反映、内部統制やリスク管理体制の適切な整備、関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理を行うべき	●		16ページ
		【補充原則4-3①】	取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続により、適切に実行すべき	●		16ページ
		【補充原則4-3②】	取締役会は、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制やリスク管理体制の適切な構築や、その運用の監督に重点を置くべき	●		17ページ
	【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】		監査役及び監査役会は、職務執行の監督、外部会計監査人の選解任など、監査役及び監査役会の役割・責務を果たすに当たっての適切な判断、能動的・積極的な権限行使、取締役会、経営陣に対する意見を行うべき	●		17ページ
		【補充原則4-4①】	監査役会は、社外監査役の独立性と常勤監査役の情報収集力を組み合わせて実効性を強化すべき、また、社外取締役の情報収集力の強化を図るため社外取締役との連携を確保すべき	●		18ページ
	【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】		取締役・監査役及び経営陣は、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、会社や株主共同の利益のための行動すべき	●		18ページ
	【原則4-6. 経営の監督と執行】		上場会社は、取締役会による経営の監督の実効性を確保すべく、業務執行と一定の距離を置く取締役の活用を検討すべき	●		19ページ
	【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】		上場会社は、以下の役割・責務を期待し、独立社外取締役の有効な活用を図るべき（経営方針や経営改善についての助言、経営陣幹部の選解任等を通じた経営の監督、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、ステークホルダーの意見の取締役会への反映）	●		19ページ
	【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】		上場会社は、独立社外取締役としての役割・責務を果たす資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任すべき、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、そのための取組み方針を開示すべき	●		20ページ
		【補充原則4-8①】	独立社外取締役は、独立社外者のみを構成員とする会合の開催など、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図るべき	●		20ページ
		【補充原則4-8②】	独立社外取締役は、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定するなど、経営陣との連絡・調整や監査役・監査役会との連携に係る体制整備を図るべき	●		20ページ
	【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】		取締役会は、独立社外取締役の独立性判断基準を策定・開示すべき、また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定すべき	●		21ページ

基本原則	原則	補充原則	概要	Comply	Explain	「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対するメカニズムの取り組み状況」における記載ページ
	【原則 4－10. 任意の仕組みの活用】		上場会社は、会社の機関設計のうち会社の特性に応じた適切な形態を採用するに当たり、任意の仕組みを活用することにより統治機能の充実を図るべき	●		21ページ
		【補充原則 4－10①】	独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべき	●		21ページ
	【原則 4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】		取締役会は、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき、また、監査役には財務・会計に関する知見を有している者が1名以上選任されるべき、取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い機能向上を図るべき		●	22ページ
		【補充原則 4－11①】	取締役会は、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続を開示すべき	●		23ページ
		【補充原則 4－11②】	取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべき、上場会社はその兼任状況を開示すべき	●		23ページ
		【補充原則 4－11③】	取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき		●	24ページ
	【原則 4－12. 取締役会における審議の活性化】		取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべき	●		24ページ
		【補充原則 4－12①】	取締役会は下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべき (取締役会資料の事前配布、資料以外の十分な情報提供、年間の開催スケジュールの決定、審議項目数や開催頻度の適切な設定、審議時間の十分な確保)	●		25ページ
	【原則 4－13. 情報入手と支援体制】		取締役・監査役は能動的に情報入手すべき、上場会社は取締役・監査役の支援体制を整えるべき、取締役会・監査役会は、各役員が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうか確認すべき	●		25ページ
		【補充原則 4－13①】	取締役は、意思決定に資する観点から必要と考える場合には、会社に対する追加の情報提供を求めるべき、監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべき	●		26ページ
		【補充原則 4－13②】	取締役・監査役は、必要と考える場合には会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべき	●		26ページ
		【補充原則 4－13③】	上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべき。上場会社は、社外取締役・社外監査役の指示を受けて社内との連絡・調整にあたる者の選任など、必要な情報を提供するための工夫を行うべき。	●		26ページ
	【原則 4－14. 取締役・監査役のトレーニング】		取締役・監査役は、統治機関の一翼を担う者として、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得・更新等の研鑽に努めるべき。上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニング機会の提供・斡旋、費用支援を行うべき。	●		27ページ
		【補充原則 4－14①】	取締役・監査役は、就任時の際には会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、求められる役割と責務を理解する機会を得るべき。就任後においてもこれらを更新する機会を得るべき。	●		27ページ
		【補充原則 4－14②】	上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示すべき。	●		27ページ
第5章 株主との対話			上場会社は、中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行うべき。経営陣幹部・取締役は、株主の関心・懸念に正当な関心を払うべき。経営方針を明確に説明し理解を得る努力を行い、適切な対応に努めるべき。	●		28ページ
	【原則 5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】		上場会社は、株主からの対話の申込みに対して前向きに対応すべき。取締役会は株主との対話の体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべき。	●		28ページ
		【補充原則 5－1①】	株主との面談の対応者については、経営陣幹部または取締役が面談に臨むことを基本とすべき。	●		29ページ
		【補充原則 5－1②】	株主との建設的な対話を促進するための方針に以下を記載すべき。 (株主との対話全般の統括を行う経営陣または取締役の指定、対話を補助するIR担当と各部門間の連携のための方策、個別面談以外の対話手段の充実に株主の意見の経営陣幹部や取締役会に対するフィードバックのための方策、インサイダー情報の管理)	●		28ページ
		【補充原則 5－1③】	上場会社は、自らの株主構造の把握に努めるべき。	●		29ページ
	【原則 5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】		経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、株主に明確に説明を行うべき。		●	30ページ